女性差別撤廃委員会(CEDAW) 第89会期 第9次日本報告審議総括所見

日本女性差別撤廃条約 NGO ネットワーク (JNNC) 訳

CEDAW/C/JPN/CO/9

配布:一般

2024年10月30日

原文:英語

女性差別撤廃委員会

# 日本の第9次定期報告に関する総括所見\*

1. 委員会は、2024 年 10 月 17 日に開催された第 2104 回および第 2105 回の会合において、日本の第 9 次定期報告(CEDAW/C/JPN/9)を審議した(CEDAW/C/SR. 2104 および CEDAW/C/SR. 2105 を参照)。

# A. 序論

- 2. 委員会は、報告前の質問事項(CEDAW/C/JPN/QPR/9)に応じて用意された締約国の第9次定期報告の提出を評価する。委員会はまた、前回の総括所見に対する締約国のフォローアップ報告 (CEDAW/C/JPN/CO/7-8/Add. 1) も評価する。委員会は、代表団による口頭の報告および対話の中で委員会から口頭で提起された質問に対する追加説明を歓迎する。
- 3. 委員会は、岡田恵子内閣府男女共同参画局長を団長とし、内閣官房、内閣府、宮内庁、警察庁、こども家庭庁、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省の代表、ならびに尾池厚之特命全権大使および在ジュネーブ国際機関政府代表部の他のメンバーから成る代表団を称賛する。

## B. 肯定的側面

- 4. 委員会は、2016年の締約国の前回報告(CEDAW/C/JPN/7-8)の審議以降、法改正の取り組みにおいて達成された進展を歓迎する。特に以下の採択を歓迎する。
  - (a) 2024年の女性が離婚後に再婚するための待機期間を廃止する民法改正
- (b) 2024年の「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する 法律」
- (c) 2023年のレイプを力の行使の要件を排した不同意性交として定義し、性的同意年齢を 13歳から 16歳に引き上げる新しい法令
- (d) 2023年の精神的暴力に関わる事件において保護命令を規定する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正
  - (e) 2022 年の男女ともに婚姻最低年齢を 18 歳に引き上げる民法改正
- (f) 2021年のセクシュアル・ハラスメントおよび妊娠・出産に関連するハラスメントについての相談手続きを整備する条項を導入するための、公職に立候補する男女の数をできる限り均等とすべきと規定する「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正

<sup>\*</sup> 委員会により第89会期(2024年10月7-25日)において採択。

- 5. 委員会は、以下の決定または設立に見られるような、女性差別撤廃の加速とジェンダー平等の促進を目的とした制度的および政策的枠組みの改善への締約国の努力を歓迎する。
  - (a) 2024 年の「女性と平和と安全保障」タスクフォース
  - (b) 2022年の「人身取引対策行動計画」
  - (c) 2020年の「第5次男女共同参画基本計画」
- 6. 委員会は、前回の報告審議以降の期間において、2017年、締約国が「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」を批准したことを歓迎する。

# C. 持続可能な開発目標

7. 委員会は、持続可能な開発目標に対する国際的な支援を歓迎し、持続可能な開発のための 2030 アジェンダを実施する全過程を通して、本条約の規定に則り、法律上および事実上のジェンダー平等の実現を求める。委員会は、目標 5 の重要性とともに、17 の目標すべてを通して平等と非差別の原則を主流化することの重要性を想起する。委員会は、締約国に対し、女性を締約国の持続可能な開発の原動力として認識し、そのために関連する政策と戦略を採用するよう強く求める。

# D. 国会

8. 委員会は、本条約の完全な履行の確保における立法権の極めて重要な役割を強調する (A/65/38、第2部、附属 VI を参照)。委員会は、国会に対し、その権限に従って、現在から本条約に基づく次回 定期報告提出までの間に、本総括所見の実施に関して必要な措置をとるよう促す。

## E. 主な懸念事項と勧告

## 本条約の認知度と選択議定書の批准

- 9. 委員会は、2020年に採択された第5次男女共同参画基本計画において、締約国が「女性差別撤廃条約の選択議定書については…早期締結について真剣な検討を進める」と指摘していることに関心をもって留意する。しかし、この問題に関して省庁間研究会を23回開催したにもかかわらず、締約国が選択議定書の批准の検討に時間をかけすぎていることを委員会は遺憾に思う。さらに、委員会は以下のことに懸念を表明する。
- (a) 本条約についての認識を向上させ、その履行を促進するための努力は、主に情報をオンライン に掲載することに限定され、不十分であること
- (b) 本条約の国内適用に関する司法および法執行機関の能力強化が欠如していることにより、司法 手続きにおいて本条約の活用が限定的になっていること
- 10. 委員会は、締約国に対して、委員会の前回総括所見(CEDAW/C/JPN/CO/7-8, paras. 8, 9, 50) に沿って、選択議定書の批准に対するいかなる障害にも速やかに対処し、取り除くよう勧告する。さらに、締約国に対し、本条約、委員会の一般勧告および選択議定書の下で委員会が決定した先例について、これらが司法手続きにおいて全面的に考慮されることを確保するために、裁判官、弁護士および

法執行専門職の能力構築を強化するよう勧告する。

# 女性差別の定義と差別的な法律

- 11. 委員会は、本条約第1条に則った公的および私的領域における直接および間接の差別の両方を網羅する、女性に対する差別の包括的および明示的な定義が存在せず、その結果として法律の解釈と執行が一致していないことに留意する。また、委員会は、皇室典範の規定が委員会の権限の範囲外であるという締約国の立場にも留意する。委員会はしかしながら、皇統に属する男系の男子のみに皇位継承を認めることは、本条約第1条および第2条、ならびに、条約の目的および趣旨と相容れないと考える。委員会はまた、現行の差別的な規定に関する前回の勧告の複数、中でも以下のものが対処されていないことに懸念をもって留意する。
- (a) 婚姻したカップルに同じ姓の使用を義務づける民法第 750 条を改正する措置が全くとられておらず、実際上多くの場合、女性が夫の姓をとることを強いられていること
- (b) 婚外子の出生届に関連する差別的記載に関する戸籍法の規定が維持されていること
- 12. 委員会は、締約国が、本条約第1条および第2条、本条約第2条に基づく締約国の中核的義務に関する委員会の一般勧告第28号(2010年)、およびすべての女性と少女に対するあらゆる形態の差別を終わらせることに関する持続可能な開発目標のターゲット5.1に沿って、公的および私的領域における直接および間接両方の差別、ならびに交差的形態の差別を網羅する、女性に対する差別の包括的定義を国の法律に組み込むよう勧告する。委員会は、締約国に対し、女性と男性の平等を確保するために継承法を改正した他の締約国の好事例に着目し、皇位継承における女性と男性の平等を保障するために皇室典範を改正するよう勧告する。また、前回の勧告(CEDAW/C/JPN/CO/7-8、para.13)を想起し、委員会は締約国に、以下のことを勧告する。
- (a) 女性が結婚後も婚姻前の姓を保持できるよう、婚姻したカップルの姓の選択に関する法律を改正すること
- (b) 婚外子の地位に関するすべての差別的規定を廃止し、婚外子とその母親を社会におけるスティグマ(訳註 烙印)と差別から保護すること

#### 女性と平和と安全保障

- 13. 委員会は、日本が 2025 年の「女性と平和と安全保障フォーカルポイント・ネットワーク」の共同議長を務めることに留意する。また、紛争予防、平和維持、平和構築に関する意思決定への女性の参加を強化するための努力を国内外においてよりよく調整するための、女性と平和と安全保障タスクフォースの設置を評価し留意する。委員会はまた日本に対して、女性と平和と安全保障の課題を主要な外交政策の一つとして精力的に推進する努力を称賛する。しかしながら、沖縄におけるアメリカ合衆国軍の駐留や争点となっている島々をめぐる締約国とロシア連邦との間の領土に関する見解の相違も含めて、安全保障理事会決議 1325 号 (2000 年) およびそれに続く女性と平和と安全保障に関する諸決議の実施に関する既存の課題に懸念をもって留意する。
- 14. 委員会は、永続的な平和の達成に向けて、本条約および安全保障理事会決議 1325 号 (2000 年) の下で求められているように、女性の優先事項および武力紛争の経験が平和と復興の過程に完全に統

合されるために、そうした過程のすべての段階における女性の有意義かつインクルーシブな参加が極めて重要であると強調する。委員会は、紛争予防、紛争および紛争後の状況における女性に関する一般勧告第30号(2013年)を想起し、締約国に以下のことを勧告する。

- (a) 締約国の領土に影響を及ぼす平和構築の努力および二国間軍事協定の交渉のすべての段階において、女性の有意義かつインクルーシブな参加を確保すること
- (b) 女性の開発、平和、安全保障に関する懸念が、国家の安全保障構造および持続可能な開発目標の達成を含む開発の優先事項に完全に組み込まれるようにすること
- (c) 安全保障理事会決議 1325 号(2000 年) およびその後の女性と平和と安全保障に関する諸決議について、公務員および外交官を対象とした能力開発研修や意識向上セミナーを提供すること

# 国家の域外義務

- 15. 委員会は、日本企業によって行われた北アフリカをはじめとする第三国における採掘部門への投資が、現地のコミュニティと資源、とりわけ、労働現場でのジェンダーに基づく暴力と労働搾取の増大に直面する女性に有害な影響を及ぼしているとの報告に、懸念をもって留意する。
- 16. 委員会は、締約国が、第三国の採掘部門における日本企業によって行われた投資が、締約国の域外義務と矛盾しないこと、およびそれらの部門における女性労働者がジェンダーに基づく暴力と搾取から保護されることを確保するための仕組みを整備するよう勧告する。

# 女性の司法へのアクセス

- 17. 委員会は、以下について懸念をもって留意する。
  - (a) 女性のための効果的な法的苦情申し立ての仕組みの欠如
- (b) 女性が司法へのアクセスにおいて、裁判所やジェンダーに対応した事件処理の訓練を受けた有資格の司法職員の数が限られることをはじめ、多くの障壁に直面すること
- (c) 調停やコミュニティ・ベースの紛争解決など、伝統的で非公式な司法の仕組みは、女性を差別することが多く、司法の統制を受けないために、女性の司法へのアクセスをさらに損なっているという報告
- 18. 委員会は、女性の司法へのアクセスに関する一般勧告第33号(2015年)を想起し、締約国に対し、以下のことを勧告する。
- (a) 高齢の女性、障害のある女性、民族的および言語的マイノリティに属する女性、ならびに移民女性を含む女性が、秘密が厳守され効果的でジェンダーに対応した申し立ての仕組みをつくることによって、締約国内のどこでも司法への有効なアクセスを持つことを確保するとともに、女性と少女が自らの権利とそれを請求するために利用可能な救済手段について確実に認識するようにすること
- (b) ジェンダーに対応した方法で事件が取り扱われることを確保するために、締約国全域で裁判所の数を増やし、司法職員のために本条約と女性の権利に関する能力開発プログラムを開発すること
- (c) 調停やコミュニティ・ベースの紛争解決が女性の権利を支持し、司法審査の対象となることを確保し、司法救済を通じて女性の権利侵害に対処することの重要性についての一般の人々の意識を向上させること

# 女性の地位向上のための国内本部機構

- 19. 委員会は、内閣府男女共同参画局が女性の地位向上のための国内本部機構の事務局として機能し、第 5 次男女共同参画基本計画の実施をモニターしているという締約国の指摘に関心をもって留意する。しかし、委員会は締約国に女性問題を専任する省庁がないことに懸念をもって留意する。さらに、男女共同参画局は内閣府内の調整機関にすぎず、その権限、予算および人員において限られていることに留意する。委員会はさらに、第 5 次男女共同参画基本計画の下での公約にもかかわらず、その実施と評価への市民社会の関与が不十分であるという報告について懸念する。
- 20. 前回の総括所見(CEDAW/C/JPN/CO/7-8, para.17) および特に国内本部機構の効果的な機能に必要な条件に関する北京宣言と行動綱領に示されているガイダンスを想起し、委員会は締約国に対し、以下のことを勧告する。
- (a) 現行の男女共同参画基本計画および今後の計画を含む、ジェンダー平等と女性の地位向上のためのあらゆる公共政策と戦略を調整するために、女性問題とジェンダー平等に関する専任の省、およびジェンダー平等政策と戦略の実施をモニターし、一貫性を確保するために締約国全域の都道府県および地方レベルでそれに対応する部局を設置すること
- (b) そうした省に十分な人的、技術的、財政的資源を配分し、その職員にジェンダーに特化した専門性を確保し、政府のあらゆる政策においてジェンダー平等を主流化し、都道府県および市町村を含むガバナンスのすべてのレベルにおいてジェンダーに対応した予算編成をすること
- (c) 第6次男女共同参画基本計画の策定および実施を含め、多様な背景を代表する女性市民社会組織との有意義かつ具体的な関与を確保し、女性の権利とジェンダー平等を主張し推進するという極めて重要な役割を遂行できるよう、それらの組織への技術的および財政的支援を強化すること

## 国内人権機関

- 21. 委員会は、人権委員会の設立に関する法律案が 2012 年以降進展していないこと、および独立した国内人権機関設立のための期限が設定されていないことに懸念をもって留意する。
- 22. 委員会は、締約国が明確な期限を定めて、「人権の促進と保護のための国内機関の地位に関する原則」(「パリ原則」) に則り、独立した国内人権機関を設立すること、その権限が女性の権利とジェンダー平等を網羅し、その権限を効果的に、独立して遂行できるよう、十分な人的、技術的および財政的資源を提供することという前回の勧告(CEDAW/C/JPN/CO/7-8, para. 15) を繰り返す。委員会はさらに、締約国がこの点について国連人権高等弁務官事務所の助言と技術的支援を求めるよう勧告する。

#### 暫定的特別措置

23. 委員会は、第5次男女共同参画基本計画が、あらゆる分野における女性の参加を拡大するための具体的な取り組みと目標を含む一方で、それらが強制力のある法定クオータなどの期限付きの暫定的特別措置ではなく、任意の措置と優遇措置であることに懸念をもって留意する。委員会はまた、以下についても懸念をもって留意する。

- (a) 締約国は、女性の選挙資金へのアクセスがより限られていることを念頭に置き、女性の政治参加を加速するための暫定的特別措置として、国会議員に立候補するために必要な供託金300万円の減額を検討していないこと
- (b) 締約国は、福島の災害のサバイバーである女性と少女の苦境に対処するためにいかなる暫定的特別措置もとっていないこと
- 24. 委員会は、前回の勧告(CEDAW/C/JPN/CO/7-8, para. 19)を想起し、締約国に対し、本条約第4条第1項および暫定的特別措置に関する委員会の一般勧告第25号(2004年)に沿って、女性が十分に代表されていない、または不利な状況にあるあらゆる分野において、女性と男性の実質的な平等の達成を加速するために、暫定的特別措置を採用するよう勧告する。また、委員会は、締約国に対し、実質的平等と国家の開発を促進する手段としての暫定的特別措置の差別にあたらない性質と重要性について、国家公務員と一般の人々の理解を促進するために、能力開発と意識向上を含む措置をとるよう勧告する。委員会はさらに、締約国に対し、以下のことを勧告する。
- (a) 国会における女性の平等な代表性を加速するための暫定的特別措置として、女性が国会議員に 立候補するために必要な300万円の供託金を減額すること
- (b) 福島の災害のサバイバーである女性と少女が、自分たちの基本的権利、差別からの自由および 社会サービス、保健医療(妊産婦の保健医療を含む)、教育、意思決定のシステム、および雇用を含 むさまざまな機会への平等なアクセスを完全に享受するための暫定的特別措置を採用すること

# ジェンダー・ステレオタイプ

- 25. 委員会は、第5次男女共同参画基本計画が、アンコンシャス・ジェンダー・バイアス (訳註 無意識のジェンダーに基づく偏見) に対する認識を促進し、規範に異議を唱えることによって、ジェンダー・ステレオタイプ (訳註 固定的性別役割分担意識)を根絶する必要性を取り上げていることを評価し留意する。しかしながら、委員会は以下について懸念する。
- (a) 教育、雇用、公的活動を含む家族および社会における女性と男性の役割と責任に関する家父長制的な態度と根強いジェンダー・ステレオタイプが執拗に存在していること
- (b) 国会、テレビ、インターネットおよびソーシャル・メディアを含め、ジェンダー・ステレオタイプ、女性と少女に関する性差別的なメッセージや描写
- (c) ジェンダー・ステレオタイプが、引き続き女性に対する性暴力およびジェンダーに基づく暴力の根本原因となっており、ポルノグラフィ、ビデオゲーム、マンガなどのアニメーション製品が、女性と少女に対する性暴力およびジェンダーに基づく暴力を助長する可能性があること
- (d) アイヌ、部落、在日コリアンなどの民族的マイノリティの女性と少女に対するジェンダー・ステレオタイプが執拗に残っていること
- 26. 有害な慣行に関する女性差別撤廃委員会の共同一般勧告第31号/子どもの権利委員会の一般的意見18号(2019年)改訂版、および委員会の前回の勧告(CEDAW/C/JPN/CO/7-8, para.21)を想起し、委員会は締約国に以下のことを勧告する。
- (a) 家族および社会における女性と男性の役割と責任に関する家父長制的態度および差別的ステレオタイプを撤廃するために、社会のあらゆるレベルにおける女性、男性、少女および少年を対象とする、積極的かつ持続的な措置を伴う包括的戦略を採用し、十分な資源を配分し、実施のモニターと評

# 価を確保すること

- (b) 公務員およびメディアに対し、ジェンダーに対応した言語によることを含め、家庭および社会における女性と男性の役割と責任に関するジェンダー・ステレオタイプに対処できるようにするための能力開発を提供し、メディアにおいて開発の積極的な推進者としての女性の肯定的な描写を促進すること
- (c) 差別的なジェンダー・ステレオタイプを悪化させ、女性と少女に対する性暴力を増大させるポルノグラフィ、ビデオゲーム、アニメーション製品の生産と流通に対処するために、既存の法的措置と監視プログラムを効果的に実施すること
- (d) アイヌ、部落および在日コリアンなどの民族的マイノリティグループの女性と少女に対するジェンダー・ステレオタイプが、締約国のあらゆる部門において効果的に対処されることを確保するために、国内政策を策定し、包括的で持続可能な措置を実施すること

# 女性に対するジェンダーに基づく暴力

- 27. 委員会は、レイプに関する法律を改正する締約国の努力を認める。しかしながら、現行の一般的なレイプの法規定の下で婚姻内のレイプを訴追することは可能であっても、婚姻内レイプが独立した犯罪として明示的に犯罪化されていないことを遺憾に思う。委員会はさらに、以下の点に懸念をもって留意する。
- (a) ドメスティック・バイオレンス被害者のためのシェルターと相談サービスの資金と人員が不足しているとの報告
- (b) 2023 年改正の配偶者暴力防止法の下で、保護命令の期間が 6 カ月から 1 年に延長されたにもかかわらず、命令の期限が切れると、女性がジェンダーに基づく暴力に繰り返しさらされ得ること
- (c) ジェンダーに基づく暴力の被害者のための支援サービスへのアクセスが、農山漁村の女性や、 民族的マイノリティの女性、移民女性、障害のある女性やレズビアン、バイセクシュアル、トランス ジェンダー、インターセックス女性など交差的形態の差別に直面している人々にとって特に困難であ り、移民女性は、「出入国管理及び難民認定法」の下で保護される在留資格を維持するために「正当な 理由」を提出する必要があるため、在留資格を取り消されることを恐れて、ジェンダーに基づく暴力 の事案を通報することに特に消極的であるという報告
  - (d) 沖縄の軍事基地に駐留する合衆国軍兵士による女性に対するジェンダーに基づく暴力
- 28. 委員会は、前回の勧告(CEDAW/C/JPN/CO/7-8, para. 23) を想起し、一般勧告第 19 号を更新する 女性に対するジェンダーに基づく暴力に関する一般勧告第 35 号 (2017 年)、および持続可能な開発 目標の公的および私的領域におけるすべての女性と少女に対するあらゆる形態の暴力の根絶に関するターゲット 5.2 に沿って、締約国に対し、刑法を改正し婚姻内レイプを独立した犯罪として明示的 に犯罪化し、婚姻内レイプの犯罪性について意識向上キャンペーンを実施するよう勧告する。 さらに、締約国に対し、以下のことを勧告する。
- (a) 女性に対するジェンダーに基づく暴力の被害者を保護するために、ドメスティック・バイオレンス被害者のためのシェルターや相談サービスへの十分な資金の配分などを通じて、リソース(訳註人材や資金)の不足に対処すること
- (b) ジェンダーに基づく暴力のサバイバーである女性が再び被害を受けるのを防ぐために、保護命令の延長手続きを簡素化すること
  - (c) 農山漁村部の女性、障害のある女性および移民女性を含む、あらゆる多様な女性のニーズに合

った、十分にアクセス可能な支援サービスやシェルターを、農山漁村部を含めて、女性に対するジェンダーに基づく暴力のサバイバーに提供し、十分に資金を提供するとともに、保護のための「正当な理由を示すという要件」が法律から明確に削除されることを確保し、在留資格にかかわらず被害者を保護すること

(d) 沖縄の女性と少女に対する性暴力および紛争に関連したその他の形態のジェンダーに基づく暴力を防止し、捜査し、訴追し、加害者を適切に処罰し、サバイバーに十分な被害回復を提供するための適切な措置をとること

# 人身取引と性売買による搾取

- 29. 委員会は以下のことを懸念する。
- (a) 現行の法規定では、特に労働分野の人身取引において、非強制的な形態の搾取がすべて含まれてはおらず、「権力の濫用」や「脆弱性」による搾取への対処には乖離が残っていること
- (b) 人身取引や性的搾取のサバイバーは、言語の問題をはじめ、シェルターや法的サービスにアクセスする上での障壁に直面しており、利用できる長期的な社会復帰支援も限られていること
- (c) 労働分野の人身取引の報告が、依然として著しく少ないこと
- (d) 法律で禁止されているにもかかわらず、子ども買春や子どもポルノ関連の犯罪が引き続き報告されるなど、特にオンライン上での子どもの搾取が続いていること
- 30. 委員会は、国際移住の文脈における女性と少女に対する人身取引に関する一般勧告第38号(2020年)と前回の総括所見(CEDAW/C/JPN/CO/7-8, para. 27)を想起して、締約国に対し、特に女性と少女の人身取引に立ち向かう努力を、以下の方法で継続するよう勧告する。
- (a) 労働分野の人身取引における非強制的な搾取形態に十分に対処するため、特に「権力の濫用」と「脆弱性」に的を絞った法改正を行うこと
- (b) 人身取引や性的搾取のサバイバーである女性や少女が、シェルターや法的サービスにアクセスする際の障壁を、言語的障壁への対処や一時的な在留許可の付与を含む措置によって解消すること、および、社会復帰への支援を強化すること
- (c) 独立した、秘密厳守でジェンダーに配慮した苦情申し立て手続きの確立と、労働監査(訳註 労働基準監督署の監督・調査)の強化を通じて、女性からの労働搾取の被害の通報を促進し、人身取引事案の効果的な捜査と、加害者や共犯者の訴追および適切な処罰が、確実に実行されるようにすること
- (d) 子どもの搾取、特にオンライン上の搾取に立ち向かい、子ども買春と子どもポルノに関連する 犯罪を防止するための対策を強化すること
- 31. 委員会は、新型コロナウィルス感染症の世界的大流行が経済的困難を悪化させ、多くの若い女性と少女を性売買や性的搾取に追い込んでいることを、懸念をもって留意する。
- 32. 委員会は、締約国に対し、特に経済的困窮や不安定な家庭環境のために性売買を余儀なくされている若い女性と少女の性的搾取と人身取引の防止に的を絞った措置を採用するよう勧告する。

# 「慰安婦」

- 33. 委員会は、「慰安婦」の権利への取り組みについて、締約国の努力を称賛する。しかしながら、このような努力は、真実、正義および被害回復への被害者とサバイバーの権利を確保するために、持続され、拡大される必要があると考える。
- 34. 委員会は、経済社会理事会決議 1158 (XLI)が国際法における「戦争犯罪と人道に対する犯罪には期限がないという原則」が受け入れられなければならないことを確認したという事実に、締約国の注意を喚起する。委員会は、前回の勧告 (CEDAW/C/JPN/CO/7-8, para. 29) を想起し、「慰安婦」に関する国際人権法上の義務を効果的に履行する努力を拡大・強化して、被害者とサバイバーの権利への包括的な対処がなされるよう確保することを締約国に勧告する。

# 政治的および公的活動への平等な参加

- 35. 委員会は、政治的および公的活動への女性の参加を促進し、奨励するために行われた国、地方自治体および民間企業による意識向上の取り組みに留意する。しかしながら、委員会は以下のことに懸念をもって留意する。
- (a) 政治的および公的活動、特に国会や閣僚レベル、地方自治体ならびに司法、外交および学術分野で、意思決定の地位における女性の割合が引き続き低いこと
- (b) 国政選挙における女性候補者の具体的な目標を設定することに特定の政党が反対していること、特に家族生活と政治的キャリアの両立において、ジェンダー・ステレオタイプが依然として進展を妨げている事実
- (c) 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が、クオータや違反に対する罰則ではなく、任意の措置を規定していること
- (d) 2020 年初頭までに女性が指導的地位の30%を占めることを確保するという第5次男女共同参画基本計画で定められた目標は、パリテ(訳註 女性と男性の比率50:50)には至らず、いまだに達成されていないこと
- (e) 障害のある女性、アイヌ、部落および在日コリアンの女性など、民族的およびその他のマイノリティの女性が、自分たちの生活に影響を与える意思決定システムにおいて十分に代表されていないこと
- 36. 委員会は、意思決定システムにおける女性の平等でインクルーシブな代表性に関する一般勧告 第 40 号 (2024 年)、持続可能な開発目標の政治的、経済的および公的活動における意思決定のあら ゆるレベルにおける女性の完全かつ効果的な参加と指導力の機会均等を確保することに関するターゲット 5.5 を想起し、締約国に対し、以下のことを勧告する。
- (a) 選出および任命される地位への女性の完全かつ平等な参加を加速するために、本条約第4条第1項および委員会の一般勧告第25号に則り、法定クオータなどの一層の暫定的特別措置を採用すること
- (b) ジェンダー・ステレオタイプに対処し、政治的および公的活動の意思決定システムにおける女性の平等でインクルーシブな代表性の重要性についての意識を向上するために、政党ならびに一般の人々を対象とした的を絞った効果的な意識向上と鋭敏化のキャンペーンを実施すること。
- (c) 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」をその規定を遵守するためのインセンティブと遵守しない場合の罰則を設けるために改正すること
  - (d) 立法機関、閣僚、地方自治体(市町村長)レベル、さらに司法、外交や学術界に占める女性の

割合について、第5次男女共同参画基本計画の目標30%を、第6次男女共同参画基本計画では50:50のパリテに引き上げること

(e) アイヌ、部落および在日コリアンの女性など、民族的および他のマイノリティの女性の、自らの生活に影響を与える意思決定システムにおける代表性を促進するため、暫定的特別措置を含む具体的措置をとること

# 教育

- 37. 委員会は、第5次男女共同参画基本計画が科学、技術、工学および数学における女性の職業選択の促進を目指していること、また、大学入学者選抜要項が改訂され、大学によるジェンダーに基づく差別的選抜基準の適用を禁止したことを評価とともに留意する。しかしながら、委員会は以下のことに懸念をもって留意する。
- (a) 上位にランクされる大学ならびに科学、技術、工学および数学や情報通信技術など、伝統的に 男性優位の学問分野における男女格差が大きいこと
- (b) 教育機関における上級管理職や意思決定の地位への女性の参加が低く、非常勤講師を含む低賃金の職位に集中し、上級職、特に校長や大学役員などの指導的役割に就く女性教職員の割合が少ないこと
- (c) 一部の政治家や公務員がセクシュアリティ教育で使用される言葉や内容を検閲していることや、 セクシュアリティ教育にかける時間が不十分であるとの報告
- (d) 歴史問題をどう扱うかの決定について柔軟性のある出版社の教科書から、「慰安婦」に関する記述が削除されているとの報告
- (e) 長時間労働、残業代がないこと、睡眠不足、仕事を持ち帰らなければならないなど教員の困難な勤務条件が、長期の病気欠勤や人員減少または、さらなる家庭責任による早期退職を含む、女性教員に対して異なる影響を及ぼしていること
- (f) 男女別学と男女共学の教育機関では、教育的アプローチや機会に関してジェンダー格差の可能性があり、女性のキャリアの成果に影響を及ぼし得ること、および他の分野において女性と男性の分離を持続させ、正当化し得ること
- 38. 少女と女性の教育を受ける権利に関する一般勧告第36号(2017年)に照らして、委員会は締約国に以下のことを勧告する。
- (a) ジェンダーに対応した学習や進路相談によることも含め、上位ランクの大学および科学、技術、 工学および数学や情報通信技術など、少女と女性の非伝統的な教育の選択や進路への女性のアクセス を促進すること
- (b) 教育機関の上級管理職および意思決定職の地位における女性の割合を増やすための、学術分野における女性のキャリアアップを促進し、より多くの女性を常勤の教職に雇用するために、暫定的特別措置を含む的を絞った措置をとること
- (c) 若年の妊娠や性感染症を予防するための責任ある性行動に関する教育を含む、年齢に応じた包括的セクシュアリティ教育が、通常の授業の提供を通して、およびその内容や使用される言語について政治家や公務員による干渉を受けることなく学校教育課程に適切に組み込まれることを確保すること
- (d) 生徒と一般の人々に対して歴史的事実が客観的に提示されるように、教科書出版に関する国の 指針が、「慰安婦」を含む女性たちの生きた歴史的な体験を教科書に適切に反映させることを求める

ことを確保すること、また、あらゆる教育機関における教科書の正確性と標準化を確保するために、 同指針を出版社がどの程度尊重しているかモニターすること

- (e) 教員のジェンダーに配慮した労働条件を確保するための措置を強化および実施し、勤務時間の 短縮や調整策を通じてワークライフバランスを優先させること
- (f) あらゆる種類の教育機関に教育的アプローチを標準化するために包括的な改革を実施し、ジェンダー・インクルーシブなカリキュラムと進路指導を推進することにより、女性に公平なキャリアの成果を確保し、より広範な社会における性別分離をなくすこと

#### 雇用

- 39. 委員会は次のことに懸念をもって留意する。
- (a) 同一価値労働同一賃金の原則の実施が不十分なことと、労働市場における水平および垂直分業が継続していることに一部起因して、ジェンダー賃金格差が依然として大きいこと
  - (b) 管理職の女性の割合が 15%に過ぎず、締約国が設定した 30%の目標よりもはるかに低いこと
- (c) コース別雇用管理制度が依然として残っている結果、女性がインフォーマル経済を含め、低賃金の事務職やパートタイム、低賃金労働に集中していること、それが女性の年金給付に影響を及ぼしていること、および妊娠や出産に基づく差別が引き続き報告されていること
- (d) 2019 年に成立した締約国の「パワー・ハラスメント」に関する規制が、ジェンダー関係およびカ関係に十分に対応していないこと
- (e) 先住民族女性、部落女性、障害のある女性、移民女性およびレズビアン、バイセクシュアル、トランスジェンダーやインターセックスの女性などのグループを含め、女性が職場での差別とハラスメントを経験していること
- (f) 間接差別に関する雇用機会均等法の改正における禁止事由が体重、身長と転勤の要件に限定され、他の国際的に認められた年齢、妊娠、育児および都市/農山漁村地域などの差別事由が含まれていないこと
- (g) 締約国の人工知能(訳註 AI)に関するガイドラインが採用時のアルゴリズムにおけるジェンダー・バイアス問題を明示的に取りあげておらず、人工知能の分野において指導的地位に女性が十分に代表されていないこと
- 40. すべての女性と男性にとって、完全かつ生産的な雇用および働きがいのある人間らしい仕事を達成するという持続可能な開発目標のターゲット 8.5 に沿って、委員会は次のことを締約国に勧告する。
- (a) 科学、技術、工学および数学、特に技術分野など女性が最も少ない部門、ならびに医療や法曹専門職において上級の地位を含め正規雇用に女性を増やすために、暫定的特別措置、ジェンダー・バイアスおよびダイバーシティに関するトレーニングを含む的を絞った措置をとること
- (b) 管理職役割における女性の目標を 30%から、委員会の一般勧告第 40 号に沿ってパリテ (訳註 50:50) に引き上げ、上級の地位により多くの女性を雇用するためのインセンティブ方式を導入すること
- (c) 以下のことを通じて、ジェンダー賃金格差を縮小し、いずれはなくすために同一価値労働同一賃金の原則を有効に実施すること(i)定期的な労働監督局の調査を行う、(ii)非差別的で非主観的な職階および評価方法を適用する、(iii)定期的な賃金調査を行い、大企業のジェンダー賃金格差の開示義務を中小規模の職場に拡大する、および(iv)ジェンダーによる賃金と年金の格差の背後にあ

る理由のよりよい理解のため、雇用主がジェンダー賃金格差のデータとともにナラティブ (訳註 自分のことばでの説明) を公表し、適切な改善措置をとるよう促す

- (d) 大企業のジェンダー賃金格差を公表する義務を多くの女性が働く中小規模の職場に拡大することを含め、雇用におけるジェンダー格差を特定する措置を導入すること
- (e) 労働市場における女性の状況をモニターし、企業が女性に常勤の正規雇用へのアクセスを得る機会をより多く提供することを確保し、女性が大多数を占める非正規労働者への給付を拡大することにより、正規雇用における女性の数を増やすこと
- (f) 研修プログラムおよび職場の方針において、男性による女性への権威の誇示の問題を、力の示威の問題として取り組むこと
- (g) 職場における差別、ジェンダー・バイアスおよびハラスメントにつながる有害なジェンダー規 範および社会規範に対処すること
- (h) 裁判官に、雇用差別と雇用におけるジェンダー・バイアスに立ち向かうために、本条約と本条約の活用についての研修を行うこと
- (i) 妊娠、育児、外見に関するバイアス、都市と農山漁村地域および年齢の違いを含む、間接差別のより広い禁止事由を考慮するよう雇用機会均等法を改正すること
- (j) 機械学習と大規模言語モデル(訳註 LLM)にデータを学習させる際、女性の技術者が、モデルの開発の開始時点と学習データの入力時にバイアス緩和に関与することを確保すること
  - (k) 家事労働者に関する IL0189 号条約 (2011 年) を批准すること

# 健康

- 41. 委員会は、2023年の締約国における経口中絶薬の薬事承認、および2023年に薬局で緊急避妊薬を利用できるようにするために政府が導入した試験的販売計画に関心をもって留意する。しかしながら、委員会は以下のことに懸念をもって留意する。
- (a) 緊急避妊に関する明確な政策の実施スケジュールがないこと、ホルモン剤のインプラント、ホルモン剤パッチなどの他の形態の近代的避妊方法へのアクセスがないこと、およびプロゲステロンのみを含む「ミニピル」が締約国で承認されていないこと
- (b) 母体保護法第 14 条に定められた制限的な例外によって、合法的な人工妊娠中絶サービスへのアクセスが制限されていること、人工妊娠中絶は高額であるにもかかわらず、日本の国民健康保険は十分適用されず、人工妊娠中絶が認められる場合でも、事前の配偶者の同意が必要とされていること
- (c) 締約国が 2023 年に経口中絶薬を承認したにもかかわらず、それを提供する人工妊娠中絶サービスを受けられるクリニックのごく一部が、外科的方法による人工妊娠中絶と同様の法外な費用でしか提供していないこと
  - (d) 自発的に不妊手術を希望する女性は、配偶者の同意を得なければならないこと
- (e) 法的な性別の承認のための不妊手術要件は違憲であるという 2023 年の最高裁判決にもかかわらず、2003 年の「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」第3条の改正が遅れていること
- (f) 環境省および国土交通省が、12,000 件の水道事業者に対し測定値に関する報告書を 2024 年 9 月に提出するよう要請したにもかかわらず、ペルフルオロアルキル化合物とポリフルオロアルキル化合物(訳註 総称 PFAS) を含む水道水の安全性についての最新情報がないこと
- 42. 女性と健康に関する一般勧告第24号(1999年)、ならびに持続可能な開発目標の、世界の妊産婦死亡率の削減および性と生殖に関する保健サービスの普遍的なアクセスの確保に関するターゲッ

- ト 3.1 および 3.7 に則り、委員会は締約国に以下のことを勧告する。
- (a) 16歳と17歳の少女が避妊薬を入手するために親の同意を得るという要件を撤廃することも含め、すべての女性と少女に、緊急避妊を含む安価な近代的避妊法への十分なアクセスを提供すること
- (b) 人工妊娠中絶を合法化し、あらゆる場合において非犯罪化するよう刑法と母体保護法を改正し、女性と思春期の少女に安全な人工妊娠中絶と妊娠中絶後のサービスへの十分なアクセスを確保し、女性の権利、平等および自分の生殖に関する権利について自由に選択するための経済的・身体的自律の完全な実現を確保すること
  - (c) 人工妊娠中絶を求める女性に対する配偶者の同意要件を撤廃するよう法律を改正すること
- (d) 経口中絶薬を含む安全な人工妊娠中絶サービスが、アクセスしやすく、安価で健康保険が適用され、締約国の全域ですべての女性と少女が確実に利用できるようにすること
- (e) すべての女性が自発的不妊手術サービスにアクセスできるようにするため、配偶者の同意の要件を廃止するよう母体保護法を改正すること
- (f) 2023年の最高裁判決を実施するために、2003年の「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」第3条をただちに改正し、同条に基づき不妊手術を受けざるを得なかったすべての被害者に、補償を含む実効性ある被害回復措置へのアクセスを確保すること
- (g) 次回報告において、水道水中のペルフルオロアルキルおよびポリフルオロアルキル化合物(訳註 総称 PFAS)の安全なレベルに関する報告書の最新情報を提供すること

# 女性の経済的エンパワーメント

- 43. 委員会は以下のことに懸念を持って留意する。
- (a) 締約国の貧困率(15.4%)は経済協力開発機構(**訳註 0ECD**)加盟国の中でもっとも高く、貧困の影響はシングルマザーと高齢女性に対して偏って大きく、非常に多くの女性が不安定な雇用に就いており、社会的セーフティネットが不十分なために貧困に陥るリスクが高いこと
- (b) 環境と社会影響評価の枠組みおよび投資の前提条件、技術を活用した生産やサービス提供、ならびに持続可能な開発目標やグローバル・デジタル・コンパクトの実施においてジェンダーに関する配慮を組み込むために利用できる措置が十分でないこと
- (c) スポーツや文化団体ならびにレクリエーションおよび文化活動における指導的役割への女性の参加が限られていること

# 44. 委員会は、締約国に以下のことを勧告する。

- (a) ひとり親世帯、夫と死別した女性、高齢女性の二一ズに特に注意を払い、貧困削減および持続可能な開発のための努力を強化すること
- (b) 女性のビジネス機会を拡大し、無担保の低利融資、信用保証を含む融資機会、高価値のサプライチェーンや高額の公共調達契約へのアクセスを拡大するための措置を講じ、国内の信用資金全体の中で女性が得た割合を記録すること
- (c) ジェンダー・バイアスやステレオタイプが女性の経済的機会を抑制しないよう法的および政策的措置をとること。それには、計画されている投資の前提条件である環境および社会影響評価、技術を活用した生産やサービス提供、ならびに持続可能な開発目標やグローバル・デジタル・コンパクトの実施が含まれる
  - (d) スポーツや文化団体における指導的役割への女性の参加を促すための措置をとること、および

成長を刺激し、インクルーシブで持続可能なスポーツを確保するために、女性に特化したスポーツおよび文化プログラムへの資金提供および投資を強化すること

#### 農山漁村女性

- 45. 委員会は、食料・農業・農村基本計画および家族経営協定が、女性にとってよりアクセスしやすい労働環境の創出、育児および介護における女性に偏って大きい負担の軽減、ジェンダー・ステレオタイプへの対処および農山漁村女性の土地所有の強化をめざしていることに関心をもって留意する。しかしながら、以下のことを懸念する。
- (a) 農山漁村女性の意思決定、特に農業政策の策定への参加が低いこと
- (b) 所得税法が、自営業者や農家の配偶者や家族の収入を必ずしも事業経費として認めておらず、 女性の経済的自立を事実上妨げていること
- (c) 農山漁村女性は、国民健康保険制度および公的福祉サービスの下での傷病手当金や出産手当金を含む社会給付を受ける機会が限られていると報告されていること
- 46. 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国の法律に従い、土地その他の財産の所有や管理、金融サービス、相続および天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手することを求める、農山漁村女性の権利に関する一般勧告第34号(2016年)および持続可能な開発目標ターゲット5aに則り、委員会は締約国に以下のことを勧告する。
- (a) 農山漁村開発プロジェクトの採択、実施および経済的利益における意思決定レベルにおいて、 農山漁村女性の平等でインクルーシブな参加への障壁をなくすこと
- (b) 女性の経済的自立を促進するため、女性の家族経営企業での労働を認めるよう所得税法第 56 条を改正すること
- (c) 農山漁村部の女性、特に遠隔地の女性が、保健医療、社会保護、傷病手当金や出産手当金を含むその他の基本的サービス、および公共交通機関への十分なアクセスを有することを確保すること

#### 不利な立場にある女性のグループ

- 47. 委員会は、アイヌ・部落・在日コリアン女性、障害のある女性、レズビアン、バイセクシュアル、トランスジェンダーおよびインターセックス女性および移民女性が教育、雇用および健康へのアクセスを制限する、継続する交差的形態の差別に直面していることを懸念する。特に、以下のことについて懸念をもって留意する。
- (a) 外国人技能実習制度に参加する移民女性は、低賃金、劣悪な労働条件、妊娠および出産に関する差別に直面し得ること
- (b) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正法が、交差的形態の差別に対処し ていないこと
- (c) 障害のある女性が直面する産前・出産・産後ケアサービスに対する制度的障壁
- 48. 委員会は、締約国に対し、アイヌ・部落・在日コリアン・障害のある女性、レズビアン、バイセクシュアル、トランスジェンダーおよびインターセックス女性および移民女性に対する交差的形態の 差別を撤廃する努力を強化し、雇用、健康および公的活動への参加への平等なアクセスを確保するよ

う勧告する。さらに、締約国に対し、以下のことを勧告する。

- (a) 外国人技能実習制度の下での移民女性の労働条件の十分なモニタリングを確保するための適切な仕組みを設置し、妊娠による本国送還や外国にいる家族からの分離などの差別的慣行から女性移民労働者を保護すること
- (b) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を、交差的形態の差別を明示的に取り上げ、禁止し、十分な罰則を規定するよう改正すること
- (c) 知的障害を含む障害のある女性を、性と生殖に関する健康サービスへのアクセスにおける差別から保護し、ケアを拒否した医療機関に説明責任を負わせること

## 気候変動と災害リスク削減

- 49. 委員会は、中央環境審議会の小委員会の委員の50%が女性であるという情報を歓迎する。しかしながら、中央防災会議および地方防災会議における指導的地位への女性の参加が低いことに懸念をもって留意する。
- 50. 委員会は、気候変動の文脈における災害リスク削減のジェンダーに関連した側面に関する一般 勧告第37号(2018年)を想起し、締約国に対し、気候変動が女性の生計に及ぼす悪影響を考慮した 上で、気候変動と災害対応戦略を見直すとともに、気候変動、災害対応および災害リスク削減に関す る法律、政策とプログラムの策定、採用、実施において、特に以下の方法により、女性と男性が等し く代表されることを確保するよう勧告する。
- (a) 気候変動と自然災害が女性と少女に与える影響について、詳細に分類されたデータを収集すること
- (b) 経済インフラ部門およびグリーン経済、再生可能エネルギーやクリーン・テクノロジーを含む 気候変動と災害リスク削減の法律、政策、出資およびプログラムにジェンダーの視点を取り入れ、気候変動関連の意思決定や、気候変動の影響に対する女性と少女のレジリエンスを構築する適応戦略と 行動の開発に効果的に参加するための知識を身につけさせることによって、女性をエンパワーすること
- (c) 持続可能なブルーエコノミー(訳註 海洋経済)への出資と奨励を目的としたものを含め、気候資金と気候変動適応活動に実効的なジェンダー予算を導入し、そのような取り組みが女性を完全に包摂し、女性のエンパワーメントを促進し、女性と少女が気候変動と災害に効果的に適応できるよう気候変動アジェンダを支援することを確保すること

# 結婚と家族関係

- 51. 委員会は以下について懸念をもって留意する。
- (a) 民法の規定が遵守されておらず、その結果、資産の管理、銀行口座や財産名義へのアクセスおよび、離婚手続きにおける財産の平等な分与に関して、女性に困難が生じていること
- (b) 現在の協議離婚制度の下で家庭裁判所が、虐待する父親が関与している場合や、保護命令が発令されるべき場合でさえも、子どもとの面会交流権を優先させることが多く、子どもと被害を受けている親の両方の安全が損なわれる可能性があるという報告
  - (c) シングルマザーの子育て支援を目的とした政策が、彼女たちが直面する社会経済的な課題、な

- らびにひとり親に対する根強い性差別的なステレオタイプに十分に対処していないこと
- (d) 同性婚や事実上のユニオン (訳註 結合関係) が法的に認められておらず、同性カップルが養子を迎えることが禁止されていること
- 52. 結婚、家族関係およびその解消の経済的影響に関する一般勧告第29号(2013年)に沿って、委員会は締約国に以下のことを勧告する。
- (a) 離婚手続きにおいて平等な財産分与を可能にするため、民法の規定の遵守を確保するための措置をとること
- (b) 離婚を求める女性に安価な料金で法的助言を提供し、裁判官と児童福祉担当者が子どもの親権と面会交流権を決定する際にジェンダーに基づく暴力を十分に考慮するよう、能力開発を強化し、拡大すること
- (c) 十分な数の安価な保育施設や柔軟な勤務形態の提供を通じて、職業生活と家族生活の調和を促進することを含め、シングルマザーの支援に的を絞った措置をとり、ひとり親をめぐる性差別的なステレオタイプをなくすこと
- (d) 同性間のユニオン (訳註 結合関係)、同性婚および国際私法に基づいて登録されたユニオンを認め、同性婚または事実婚の女性による養子縁組を認めること

# データ収集と分析

- 53. 委員会は、条約の実施に関連する多くの分野でのデータ収集の欠如を懸念する。
- 54. 委員会は、締約国に対し、目的に合わせた、およびジェンダーに対応した法律、政策、プログラムおよび予算の設計および実施のために、女性に対するジェンダーに基づく暴力のまん延、女性と少女の人身取引の広がり、教育へのアクセスと女性の社会経済的地位についてのものを含む、年齢と社会経済的背景別に細分化された統計データの収集において最新技術の使用を促進し、そのための能力を構築することを勧告する。

# 北京宣言と行動綱領

55. 委員会は、締約国に対し、女性と男性の実質的平等を達成するために、北京宣言と行動綱領を活用し、本条約に明記された権利の実現をさらに評価するよう求める。

## 普及

56. 委員会は、締約国に対し、本総括所見の完全な履行を可能にするため、本総括所見が締約国の公用語で、すべてのレベル(国、都道府県および市町村)の関係国家機関、特に政府、国会および司法へのタイムリーな普及を確保するよう要請する。

## その他の条約の批准

57. 委員会は、締約国が9つの主要な国際人権条約<sup>1</sup>を遵守することが、女性の生活のあらゆる側面における人権と基本的自由の享有を強化することになることに留意する。したがって、委員会は、締約国に対し、まだ締約国となっていない、すべての移住労働者およびその家族の権利の保護に関する国際条約、経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約の選択議定書、子どもの権利条約の通報手続に関する選択議定書、市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書および死刑廃止を目的とする市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書、ならびに、拷問およびその他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約の選択議定書を批准するよう促す。

#### 総括所見のフォローアップ

58. 委員会は、締約国に対し、上記パラグラフ 12(a)、24(a)、42(a) および(c) に含まれる勧告を実施するためにとられた措置に関する情報を 2 年以内に書面で提供するよう要請する。

#### 次回報告書の作成

59. 委員会は、8 年のレビュー・サイクルに基づく将来の予測可能な報告スケジュール表に沿って、また、該当する場合には報告前質問事項の採択後に、締約国の第 10 次定期報告の提出期限を定め、通知する。報告は、提出時までの全期間を対象とすること。

60. 委員会は、締約国に、共通の中核文書および条約別文書に関するガイドラインを含む、国際人権諸条約の下での報告に関する協調ガイドライン(HRI/GEN/2/Rev.6, chap.I)に従うよう要請する。

\_

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、拷問及びその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約、子どもの権利条約、すべての移住労働者およびその家族の権利の保護に関する国際条約、強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約、障害者の権利に関する条約。